



令和6年度 みのかもの環境

美濃加茂市環境白書

美濃加茂市産業振興部環境課

目 次

第1章 市勢

1 美濃加茂市の位置	3
2 人口・世帯の推移	4
3 産業形態	5
4 土地利用状況	6
5 令和4年度美濃加茂市の気象状況	7

第2章 環境保全及び施策推進

1 美濃加茂市環境基本条例の制定	9
2 みのかも環境まちづくりプラン（美濃加茂市環境基本計画）	9
3 令和4年度 重点プロジェクト事業活動報告	13
4 生物多様性地域連携促進事業（定住）	17

第3章 大気汚染

1 大気の状態	18
2 大気中の放射線測定	20

第4章 水質汚濁

1 河川水質検査	21
2 地下水汚染対策	25
3 ゴルフ場農薬検査	25
4 カワゲラウォッチング	25

第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の状態	27
2 一般環境騒音調査	28
3 自動車騒音面的評価	29
4 騒音・振動規制法等に基づく届出状況	29

第6章 悪臭

1 悪臭の状態	31
2 悪臭苦情の現状と対策	31
参考資料	32

第7章 ダイオキシン類

1 ダイオキシン類調査	33
参考資料	33

第8章 公害苦情

1 公害苦情の現状	34
-----------	----

第9章 廃棄物

1 廃棄物の処理状況	35
2 ごみの再資源化	39
3 し尿・生活排水処理	40
4 ごみ減量化に向けての事業	40

第10章 環境啓発及び環境美化事業

1 環境月間に伴う街頭啓発活動	44
2 みのかもクリーン作戦	44
3 看板設置	44

美濃加茂市環境基本条例	45
-------------	----

※掲載内容は、令和5年度実績です。

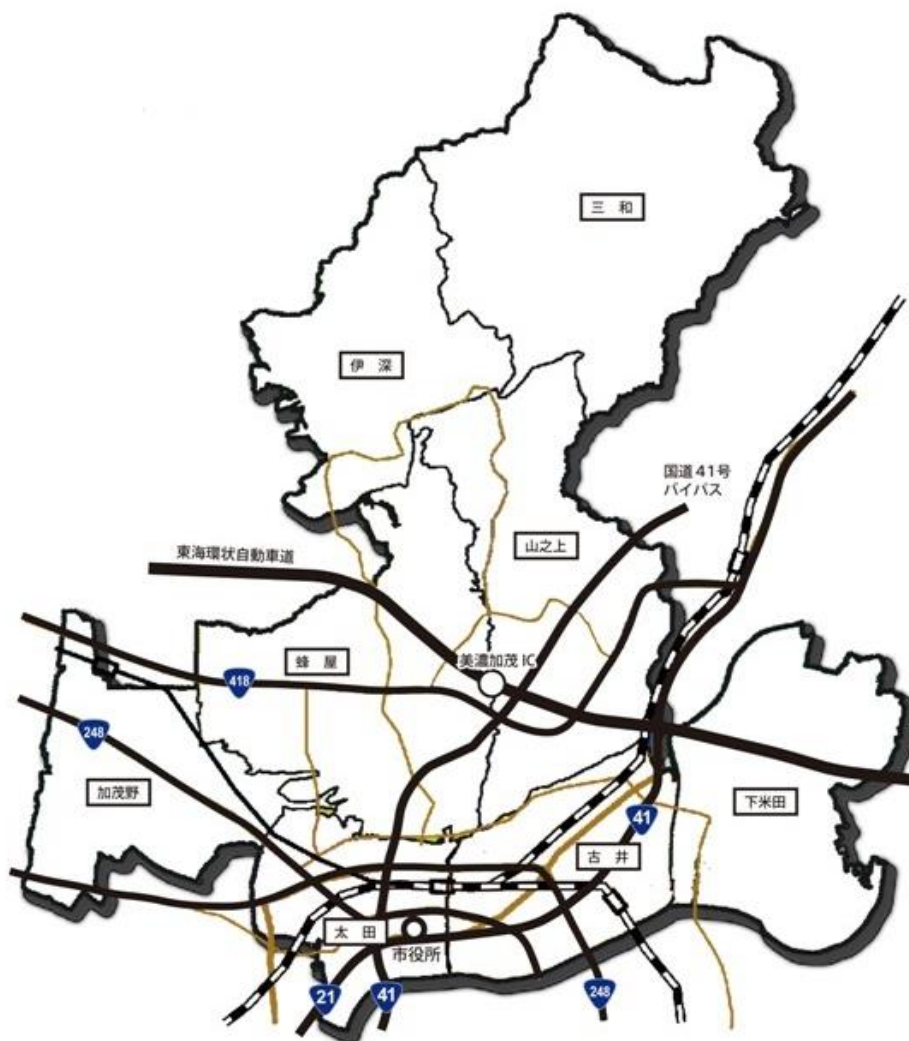
第1章 市勢

1 美濃加茂市の位置



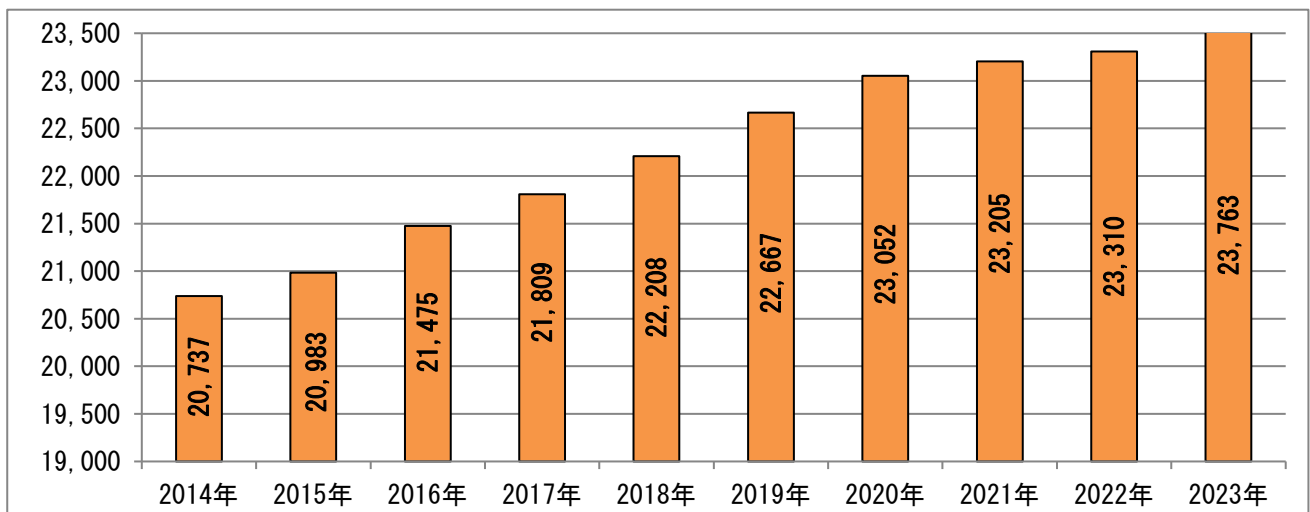
面積 74.81 km²
東西 11.6 km
南北 13.8 km
海拔 最低点 59.1m (草笛町4丁目)
 最高点 559.2m (御殿山山頂)

極東 東経 137° 05' 12" (下米田町信友)
極西 東経 136° 57' 32" (加茂野町稲辺)
極南 北緯 35° 25' 48" (深田町2丁目)
極北 北緯 35° 33' 14" (三和町廿屋)



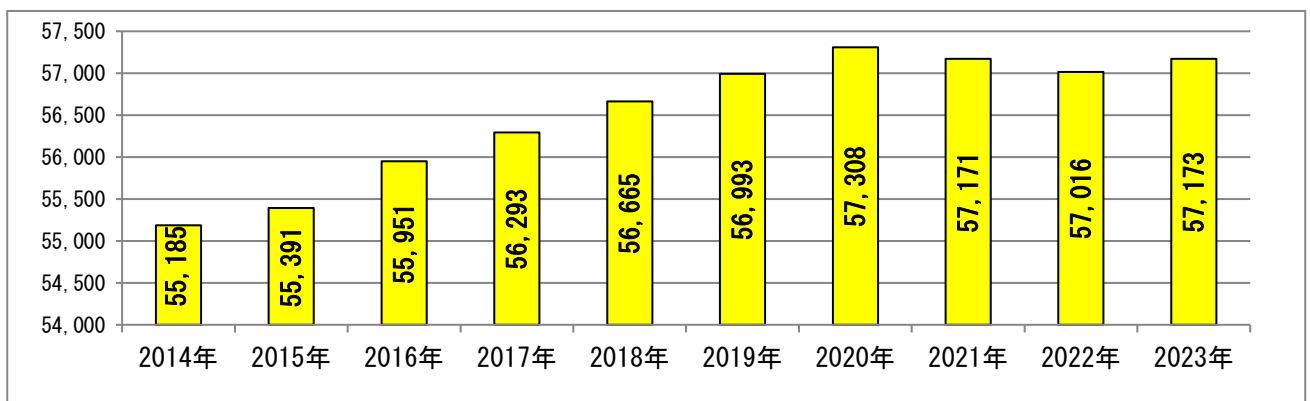
2 人口・世帯の推移

(1) 世帯数 (単位：世帯)



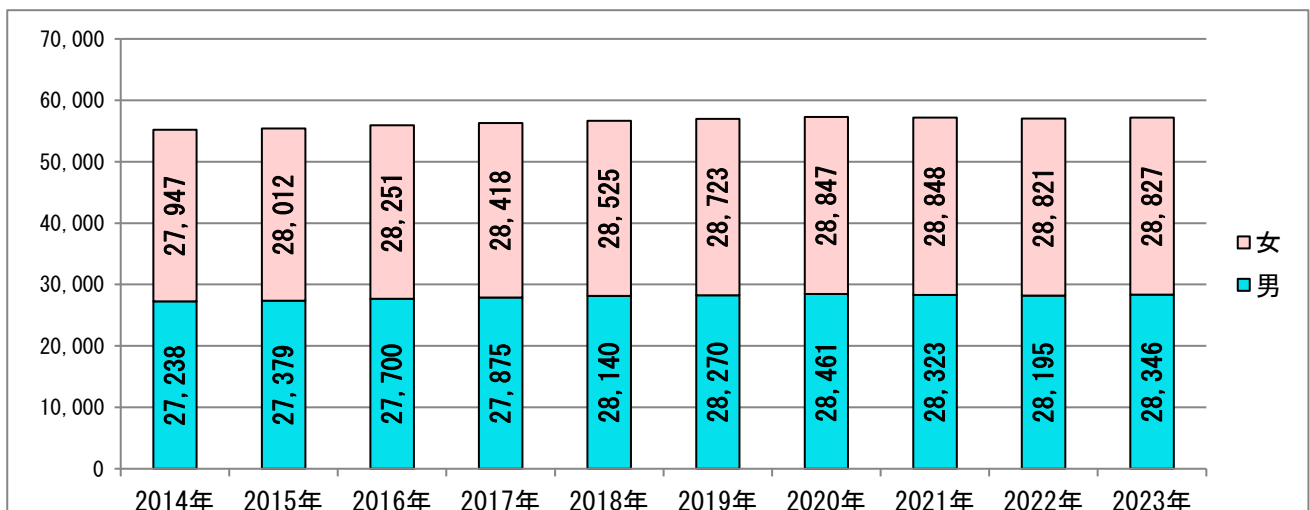
資料：市民課人口世帯数一覧表 各年4月1日時点

(2) 人口 (単位：人)



資料：市民課人口世帯数一覧表 各年4月1日時点

(3) 男女別人口 (単位：人)



資料：市民課人口世帯数一覧表 各年4月1日時点

3 産業形態

産業分類別就業者数 (単位：人)

産 業 分 類		人 数	男	女
総 数		28,236	15,536	12,700
第 1 次 産 業	農 業	687	422	265
	林 業	32	28	4
	漁 業	0	0	0
	計	719	450	269
第 2 次 産 業	鉱 業	10	10	0
	建 設 業	1,919	1,559	360
	製 造 業	9,303	6,219	3,084
	計	11,232	7,788	3,444
第 3 次 産 業	電気・ガス・熱供給・水道業	173	141	32
	情報通信業	213	153	60
	運輸業・郵便業	1,326	1,011	315
	卸売・小売業・飲食店	3,497	1,462	2,035
	金融業・保険業	400	166	234
	不動産業・物品賃貸業	254	145	109
	サービス業等	9,163	3,428	5,735
	公 務	937	635	302
	計	15,963	7,141	8,822
分類不詳		322	157	165

資料：令和 2 年国勢調査

4 土地利用状況

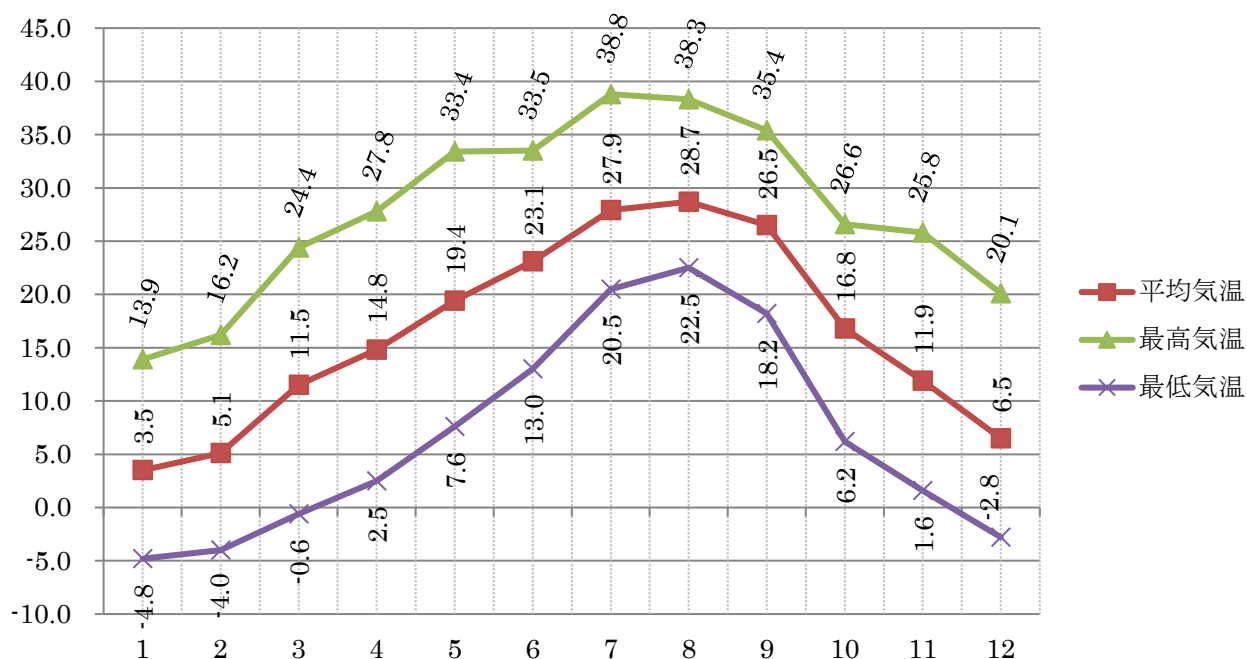
土地利用の推移 (単位 : km²)

地 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
田		8.12	8.09	8.05	7.99	7.95
畑		8.10	8.07	8.01	7.94	7.87
宅 地		11.34	11.54	11.65	10.92	11.06
山 林		14.81	14.79	15.01	15.52	15.94
牧 場		0	0	0	0	0
原 野		0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
雑 種 地	ゴルフ場の 用地	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64
	遊園地等の 用地	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉄軌同用地	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
	その他の 雑種地	2.04	2.09	1.94	1.95	1.97
	計	4.01	4.06	3.91	3.92	3.94
その他		28.27	28.10	28.02	28.36	27.89
合計		74.81	74.81	74.81	74.81	74.81

資料 : 固定資産税 土地に関する概要調書

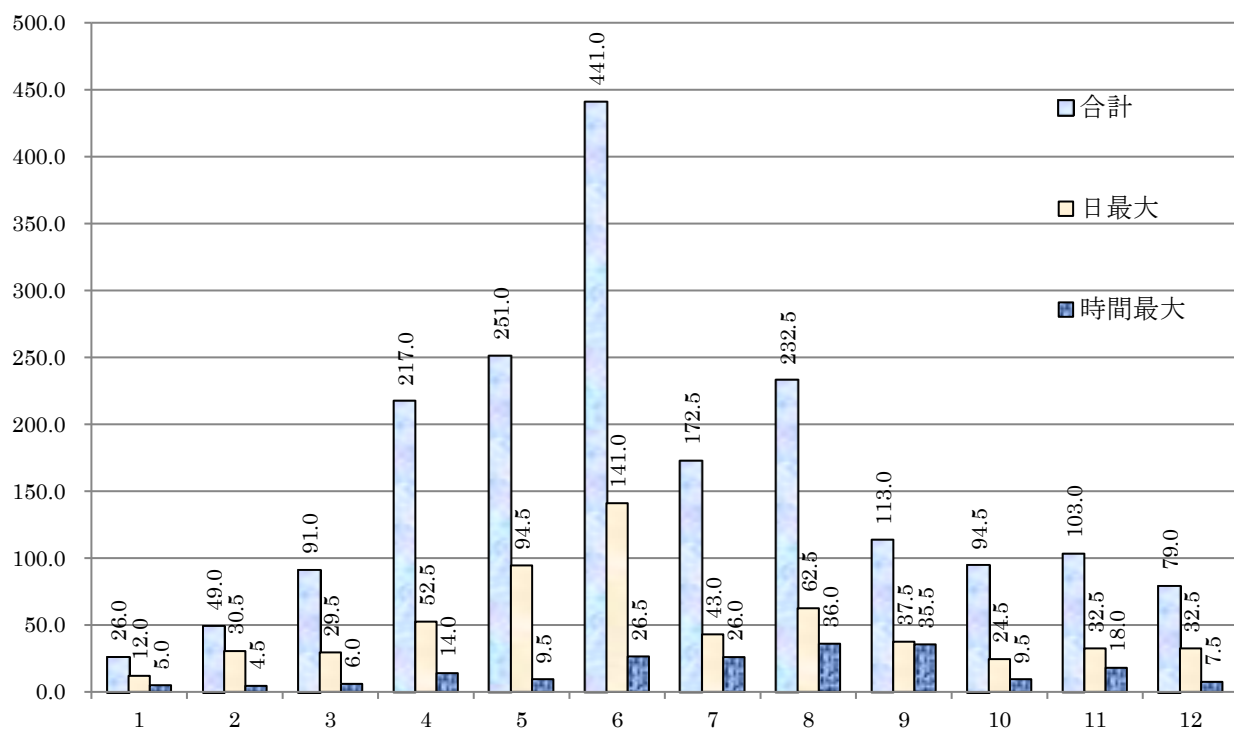
5 令和5年度美濃加茂市の気象状況

(1) 月ごとの気温の変化 (単位: 度)



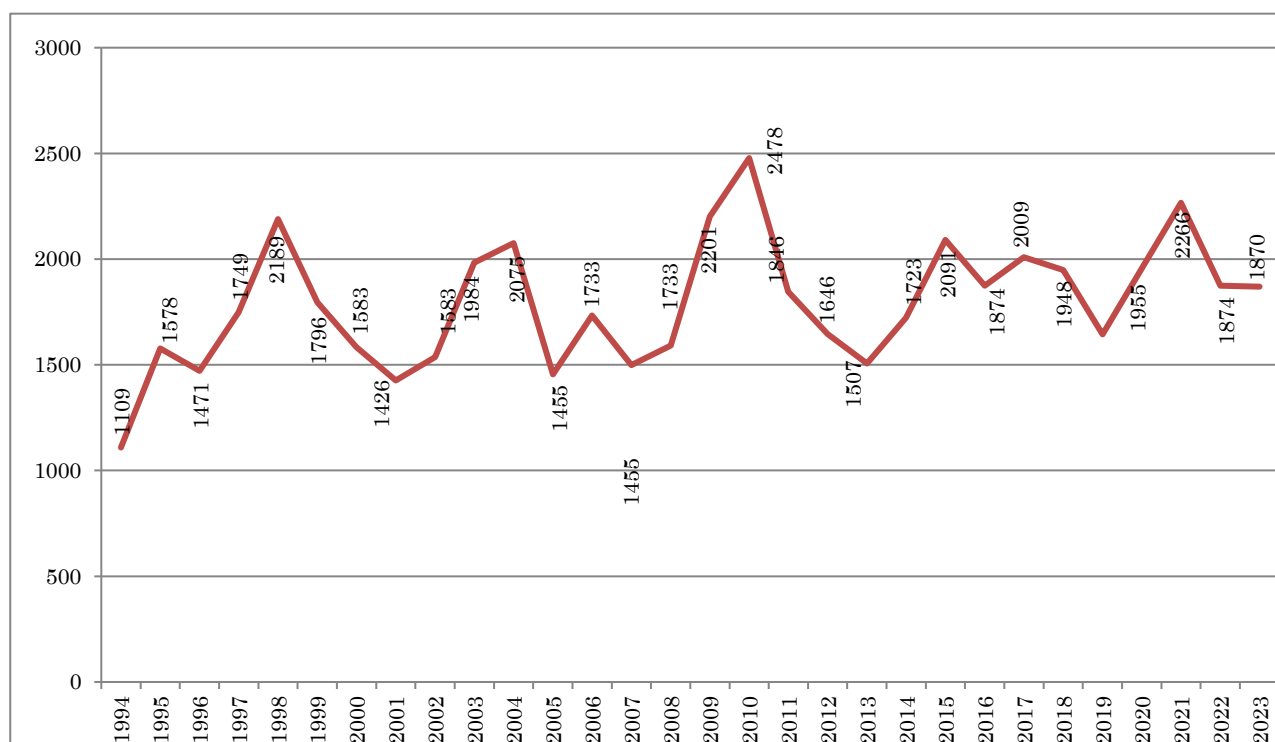
資料: 気象庁HP

(2) 月ごとの降水量 (単位: mm)



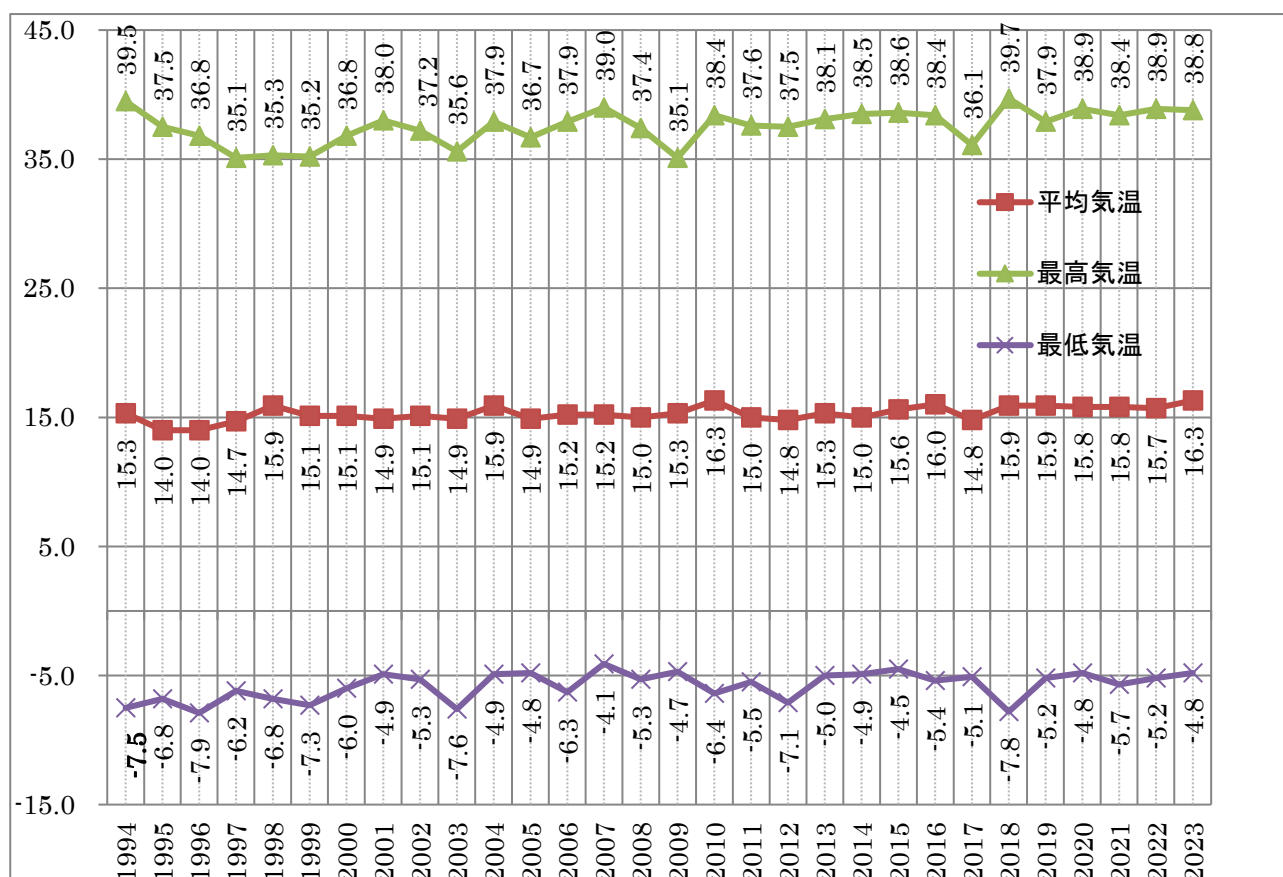
資料: 気象庁HP

(3) 美濃加茂市年間降水量の経年推移 (単位: mm)



資料: 気象庁HP

(4) 最高気温・最低気温・平均気温の経年推移 (単位: 度)



資料: 気象庁HP

第2章 環境保全及び施策推進

1 美濃加茂市環境基本条例の制定

本市は、中山道の宿場町として栄えた歴史と伝統を有しています。また、緑豊かな大地と清流木曽川に代表される豊かな水に恵まれた自然環境の中で、岐阜県における交通の要衝として、着実に発展してきました。

しかし、近年、社会経済の飛躍的な発展と物質的な豊かさを求める生活様式が、大気汚染、水質汚濁や緑の減少など様々な形で、私たちの身近な自然環境に影響を及ぼしています。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責任と義務を有しています。

私たち市民は、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組んでいかなければなりません。

すべての市民の参加と協働により、水と緑に囲まれた潤いのある環境を守り、そして健全な社会を創り出し、将来の世代まで引き継ぐことを目的として、「美濃加茂市環境基本条例」を平成13年4月1日から施行しました。

この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民、事業者及び市の責任と義務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的としています。

2 みのかも環境まちづくりプラン（美濃加茂市環境基本計画）

（1）背景

本市では、美濃加茂市環境基本条例に基づき、平成15年3月に環境基本計画である「みのかも環境まちづくりプラン（第1次計画）」を策定し、総合将来環境像『自然を友とし 環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも』の実現に向けて、取り組んできました。

平成22年度から平成31年度までの第5次総合計画において、環境分野では、環境にやさしい暮らし方を進めるために、「自然環境の保全」・「循環型社会の形成」・「温暖化防止・クールタウンの構築」という3つの基本方針が示されました。その方針に基づき、平成22年3月に「第2次みのかも環境まちづくりプラン」を策定し、市民・事業者・市が連携して取り組む4つの重点プロジェクトに焦点をあてて環境政策を進めています。

今回、第3次みのかも環境まちづくりプランの策定にあたっては、第6次総合計画の環境施策方針に基づき、取組の方向性や長期的目標である将来環境像については、これまでの方針を継承し、新たな課題の解決を図ります。

（２）総合将来環境像【計画のキャッチフレーズ】

自然を友とし 環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも

（３）位置付け

本計画は、平成１３年４月１日に施行した美濃加茂市環境基本条例の規定に基づき、美濃加茂市における総合的な環境施策を推進していくための計画であり、美濃加茂市第６次総合計画（以下「総合計画」という。）を環境面で補完するという位置づけとなります。

◆環境基本条例第８条

市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときは、環境基本計画との整合を図ります。

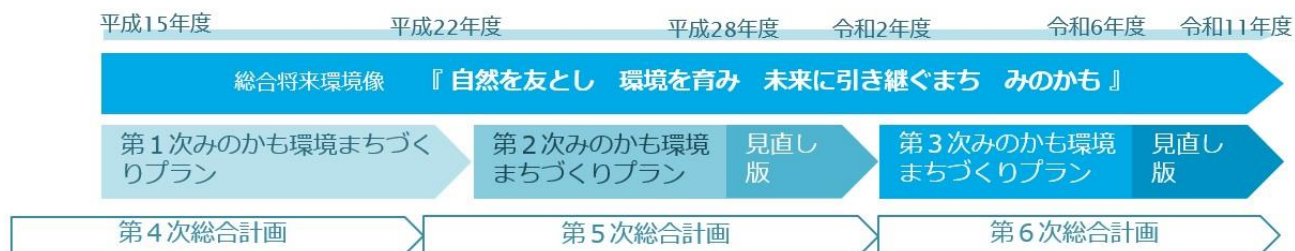
注：環境基本条例中の環境基本計画と環境まちづくりプランは同じものです。

（４）目標年度

本計画は、総合計画を環境面から補完するため、目標年度は総合計画に合わせ令和１１年度とします。

総合将来環境像、将来環境像、将来イメージは、第１次計画で策定されており、長期的目標年度は平成３４年度（令和４年度）になっています。

また、自然環境や社会情勢の著しい変化などがあった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



（５）対象分野

環境基本条例及び総合計画の環境分野の基本構想「健康な社会を形成する」を実現するため、次の①～④に関連する環境施策を対象とします。

①自然環境

野生動植物・河川・森林・里山・農地の保全など

②生活環境

ごみ減量、廃棄物処理、４Ｒ、公害防止など

③地球環境

地球温暖化対策、温室効果ガス削減、省エネルギーなど

④共通基盤

①～③の共通事項、環境教育など

（６）推進体制

①市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市の３者が連携し、パートナーシップの下に計画を進め、多くの市民が参加できるような仕組みで、重点プロジェクトを推進します。

②総合計画との連動

本計画は、総合計画を環境面から補完する個別計画と位置づけられているため、総合計画の推進体制に組み込み、事業を推進します。

また、行政サービスマニュアルによるPDCAサイクル（P：Plan 計画、D：Do 実施、C：Check 評価・分析、A：Action 改善）を活用し、関係課と連携して全庁的な体制で計画の実現を図ります。

（７）進化管理

環境基本条例第13条に基づき、自然環境や廃棄物処理の現状と、本計画に関する事業の実施状況について、年次報告書「みのかもの環境」を作成し公表します。

（８）重点プロジェクト事業

重点プロジェクトは、市民・事業者・市が協働で推進する多様な取り組みの中から、特に重点をおいたプロジェクトです。

①自然環境の分野

生物多様性を守るプロジェクト

みのかも定住自立圏域の町村と共同で策定した「生物多様性地域戦略」により、今後より一層、市民と圏域住民の知識を深め、自然に親しみ魅力を発信する機会を増やすために取り組みます。地域固有の在来種の保護や外来種の駆除については、市民・事業者・市が一体となって知識を深め、保全活動を行っていくことが必要となります。

②生活環境の分野

循環型社会をつくる４Ｒを推進するプロジェクト

市民・事業者・市が共同で「４Ｒ」を推進するために、ごみのもとをなくす「リフューズ」と「リデュース」を普及させるとともに、「リユース」と「リサイクル」の継続した取り組みにより、資源の有効活用に努めます。環境への負担を軽減するためには、ごみ減量に向けての研究と「４Ｒ」の継続した取り組みが必要となります。

③地球環境の分野

地球にやさしいエコタウンプロジェクト

市民・事業者・市が連携して、一人ひとりが地球温暖化対策や省エネルギー等の知識を深め行動することで、温室効果ガスの削減につなげます。夏季の猛暑や集中豪雨、冬季の豪雪など、近年の極端な気象の原因の1つとされているのが地球温暖化であり、温室効果ガスの削減は急務です。

④共通基盤の取り組み

次世代につなげる環境教育プロジェクト

市民・事業者・市が連携し、すべての世代を対象とした、環境保全に関する様々な講座やイベントを開催します。すべての世代において、身近な環境への関心を深め、環境に関する様々な講座やイベントに参加するなどして知識のレベルアップを図ることが、環境保全への第一歩であり、環境教育リーダーやサポーターの育成にもつながります。

3 令和5年度 重点プロジェクト事業活動報告

(1) 生物多様性を守るプロジェクト

① 国内外来種「オヤニラミ」生息調査

令和5年3月～11月 全3回 美濃加茂市北部の川
岐阜大学地域科学部と共同実施

② カワゲラウォッチング

市内の河川における環境指標生物の観察会「カワゲラウォッチング」や簡易水質検査の体験を通じ、身近な自然について学習しました。

	学校名	児童数	日 時	河川名	場 所	学年
1	太田小学校	88名	6月9日	—	教室で水質検査を行った	4
2	古井小学校	160名	6月13日	—	教室で水質検査を行った	4
3	山之上小学校	7名	9月6日	加茂川	農業排水路	4
4	蜂屋小学校	66名	6月15日	蜂屋川	中蜂屋橋付近	4
5	加茂野小学校	130名	6月21日	蜂屋川	21号橋付近	4
6	伊深小学校	18名	7月5日	大洞川	中切橋付近	4
7	三和小学校	6名	6月27日	川浦川	三和小学校付近	全
8	下米田小学校	72名	6月8日	深渡川	下米田小学校付近	4
9	山手小学校	71名	10月5日	—	教室で水質検査を行った	4

講師 美濃加茂自然史研究会 安藤志郎氏

③ 川の生きものの観察会

日 時 令和5年7月29日(土) 8時20分～10時30分

場 所 川浦川 (三和交流センター付近)

参加者 11名

講 師 美濃加茂自然史研究会 安藤志郎氏

④ 野鳥観察会

第1回

日 時 令和6年2月3日(土) 9時～11時

場 所 ぎふ清流里山公園

参加者 18名

講 師 美濃加茂自然史研究会 荒井浩氏 他

(2) 循環型社会をつくる4Rを推進するプロジェクト

① ダンボールコンポスト講習会

日 時 令和6年3月15日(金) 10時～11時00分
場 所 生涯学習センター
参加者 14名
講 師 梶田志郎氏

② 食品ロス削減

(ア) 食材持ち寄り料理教室

※開催を中止

(イ) 家庭で不要な食品の回収

生活学校で不要食品を回収し、令和5年10月21日(土)環境フェアで配布。

③ ごみ減量・リサイクル関係

(ア) 家庭廃棄物処理機器設置事業に対する助成

- ・ 生ごみ堆肥化容器 (購入価格の1/2補助、限度額1基4,500円)
補助基数 29基
補助金総額 78,400円
- ・ 家庭用生ごみ処理機 (購入価格の1/2補助、限度額1基20,000円)
補助基数 14基
補助金総額 266,000円
- ・ 枝粉碎機 (購入価格の1/2補助、限度額1基20,000円)
補助基数 25基
補助金総額 424,500円
- ・ 水切りバケツ (購入価格の1/2補助、限度額1基2,000円)
補助基数 5基
補助金総額 7,200円

(イ) 集団資源回収事業に対する助成

資源の自主的回収を実施したPTA等の市民団体に対し、資源回収業者の引き取り価格が1kg当たり3円を下回った場合に補助金を交付。

補助金総額 74,800円
交付団体 6団体
資源回収量 184t (PTA・市民団体の報告総数量より)

(ウ) 生ごみ発酵促進剤（ぼかし）の普及促進

生ごみ減量に効果のある「ぼかし」製造に対する助成

製造者	製造袋数	助成金額
社会福祉法人太陽の会 太陽の家	8, 172袋	326, 880円

補助金額 1袋（300g入り）につき40円

(エ) 資源回収の取組支援

・みのかもきらきらエコハウス

毎週水曜日 午前9時30分～12時 リバーポートパーク

利用者 年間6, 547名

実施団体 みのかもきらきらエコハウス

回収品目	回収量 (kg)	回収品目	回収量 (kg)
新聞	10, 260	紙容器	3, 180
雑誌	10, 400	アルミ缶	684
チラシ	6, 530	瓶類	0
ダンボール	9, 140		
牛乳パック	571	合計	40, 765

・リサイクルステーション

毎月第1日曜日 午前9時～11時 JAめぐみの下古井出張所駐車場

利用者 年間1, 379名

実施団体 美濃加茂市生活学校

回収品目	回収量 (kg)	回収品目	回収量 (kg)
新聞	2, 140	牛乳パック	83
雑誌	1, 560	紙容器	590
チラシ	1, 480	アルミ缶	130
ダンボール	2, 550	合計	8, 533

(オ) 廃食用油の回収

回収拠点	回収量 (ℓ)	回収拠点	回収量 (ℓ)
ドン・キホーテ	6, 753	保育園等	507
きらきらエコハウス	774	連絡所	0
リサイクルステーション	169		
牧野エコ広場	50	合計	8, 253

回収業者による還元回収量は市の回収量から不純物を除いた数量

(3)地球にやさしいエコタウンプロジェクト

① 緑のカーテン事業

(ア) 種の配布

ゴーヤの種 400 袋・あさがおの種 105 袋・にがうり 105 袋配布

(イ) 緑のカーテン講習会

日 時 令和5年4月29日(土)

場 所 みのかも文化の森 緑のホール

参加者 31名

講 師 NPO法人 e-plus 生涯学習研究所 小林由紀子氏

② おとなのための環境講座(省エネ住宅講座～サイフにやさしいスマートハウス～)

日 時 令和6年2月22日(木)

場 所 生涯学習センター

参加者 合計13名

講 師 NPO法人 e-plus 生涯学習研究所 小林由紀子氏

(4)次世代につなげる環境教育プロジェクト

① 伊深小学校環境教育(4年生)

第1回 地球をめぐる水の循環 令和5年5月23日(水) 伊深小学校教室

第2回 カワゲラウォッチング 令和5年7月5日(水) 伊深町中切公民館付近

第3回 河川環境楽園で課外事業 令和6年1月16日(金) 河川環境楽園

第4回 トンボ池 令和6年2月13日(火) 伊深小学校

講 師 第1回 美濃加茂自然史研究会 安藤志郎氏

第2・3・4回 NPO法人 e-plus 生涯学習研究所 小林由紀子氏

② 水を豊かにする木の観察会 クリスマスリースづくり

日 時 令和5年11月25日(土) 13時～15時30分

場 所 ぎふ清流里山公園 飛驒路

参加者 親子11家族

講 師 美濃加茂自然史研究会 安藤志郎氏

NPO法人 e-plus 生涯学習研究所 小林由紀子氏

4 生物多様性地域連携促進事業（定住）

（１）環境フェアの開催

生物多様性、地球温暖化防止、ごみ減量など環境全般について、定住自立圏域住民の環境への関心を高めることを目的に開催しています。

日 時 令和５年１０月２１日（土） ９時３０分～１５時
会 場 ぎふ清流里山公園 屋根付き広場
来場者数 ３，４２１人

（２）自然環境調査

平成２７年度から２９年度にかけて実施した自然環境基礎調査結果をもとに、追加調査を行いました。

委託先：美濃加茂自然史研究会

（３）「守りたい加茂の豊かな自然」子ども向けパンフレットの原稿作成

平成３０年度に定住自立圏域のレッドデータブックである「守りたい加茂の豊かな自然」を刊行しました。生物多様性の現状を正確かつ分かり易く広報するため、小学４年生以上の子ども向けに編集し、原稿を作成しました。

原稿作成委託先：国立大学法人東海国立大学機構

（４）地域間交流

担当者会議を４月、５月、６月、７月、８月、９月、１０月、１月、３月に開催しました。

第3章 大気汚染

1 大気の状態

岐阜県が美濃加茂市総合福祉会館敷地内に設置した測定局で、二酸化硫黄（SO₂）・浮遊粒子状物質（SPM）・二酸化窒素（NO₂）・光化学オキシダント（Ox）・微小粒子状物質（PM2.5）・風向及び風速などを測定しています。

また、岐阜県のホームページで現在の大気状況（速報値）を見ることができます。

（1）二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、主に石油や石炭等の燃料に含まれる硫黄分の燃焼に伴って発生するといわれています。呼吸機能に影響を及ぼし、四日市ぜんそくの原因となりました。また、酸性雨の原因と考えられています。

※環境基準：1時間値の1日平均値が40ppb以下かつ1時間値が100ppb以下

令和5年度測定状況

（単位：ppb）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月平均値	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	10	4	5	8	9	5	3	7	5	5	4	9
日平均値の最高値	2	1	1	2	2	1	1	1	0	1	1	1

（2）浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm（マイクロメートル）以下のものをいいます。吸入すると肺や気道などに沈着し、呼吸器系に影響を及ぼします。

※環境基準：1時間値の1日平均値が100μg/m³以下かつ1時間値が200μg/m³以下

令和5年度測定状況

（単位：μg/m³）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月平均値	12	10	10	12	10	12	9	12	9	6	6	9
1時間値の最高値	39	36	26	36	35	31	39	87	99	35	31	34
日平均値の最高値	19	22	20	20	16	20	16	32	21	16	20	22

（3）二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素は、高温の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭用機器など広い範囲から排出されます。高温の燃焼過程でまず一酸化窒素（NO）のかたちで生成され、これが大気中に放出されたあと酸素と結びついて二酸化窒素となります。気管や肺などの呼吸器系に影響を及ぼします。

※環境基準：1時間値の1日平均値が40ppbから60ppbまでのゾーン内又はそれ以下

令和5年度測定状況

(単位: ppb)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月平均値	5	4	5	5	4	5	4	5	6	6	5	4
1時間値の最高値	21	15	13	12	10	13	12	19	21	30	17	17
日平均値の最高値	9	8	7	7	6	6	6	8	11	14	13	7

(4) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素類 (HC) が、太陽光線の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成され、光化学スモッグの原因となります。その発生は、気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右され、主に気温が高くなる時期に高濃度となります。

「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づいて、光化学オキシダントの1時間値が100ppb以上となった場合に予報、120ppb以上となった場合に注意報、400ppb以上となった場合に警報が発令されます。

※環境基準：1時間値が60ppb以下

令和5年度測定状況

(単位: ppb)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
昼間の1時間値の月平均値	56	60	55	66	50	49	47	43	36	37	41	50
昼間の1時間値の最高値	78	107	91	126	83	90	73	79	48	47	52	70
昼間の1時間値が60 (ppb) を超えた日数	9	14	12	16	9	7	1	4	0	0	0	6

(5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが2.5μm (1μm=1mmの千分の1) 以下の非常に小さな粒子のことです。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患の危険性が懸念されます。

岐阜県では、県内全測定局を対象として、各日の午前5時から7時までの1時間値の平均値のうち2番目に大きい値が85μg/m³を超えた場合、各日の午前5時から12時までの1時間値の平均値の最大値が80μg/m³を超えた場合に、注意喚起の実施を行います。

※環境基準：1年の平均値が15μg/m³以下かつ1日平均値が35μg/m³以下

令和5年度測定状況

(単位: μg/m³)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月平均値	10	9	9	10	7	8	6	8	7	5	4	6
日平均値の最高値	17	20	20	19	13	13	11	25	17	14	18	17
日平均が35μg/m ³ を越えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 大気中の放射線測定

市役所駐車場の定点で毎週木曜日に放射線測定を実施しています。測定は地上 1 メートル付近で 10 秒ごとに 5 回の計測を行い、その平均値を市のホームページで公開しています。

また、岐阜県では、県内 12 箇所に設置したモニタリングポストの測定データをホームページで公開しています。

令和5年度美濃加茂市測定状況 単位:測定値(μSv/h: マイクロシーベルト)

＜令和5年4月＞	測定日	6 (木)	13 (木)	20 (木)	27 (木)	
	平均値	0.093	0.091	0.097	0.091	
＜令和5年5月＞	測定日	11 (木)	18 (木)	25 (木)		
	平均値	0.100	0.086	0.096		
＜令和5年6月＞	測定日	1 (木)	8 (木)	15 (木)	22 (木)	29 (木)
	平均値	0.081	0.088	0.094	0.097	0.095
＜令和5年7月＞	測定日	6 (木)	13 (木)	20 (木)	27 (木)	
	平均値	0.091	0.111	0.091	0.091	
＜令和5年8月＞	測定日	3 (木)	10 (木)	17 (木)	24 (木)	31 (木)
	平均値	0.092	0.082	0.090	0.100	0.084
＜令和5年9月＞	測定日	7 (木)	14 (木)	21 (木)	28 (木)	
	平均値	0.101	0.091	0.103	0.094	
＜令和5年10月＞	測定日	5 (木)	12 (木)	19 (木)	26 (木)	
	平均値	0.098	0.092	0.100	0.112	
＜令和5年11月＞	測定日	2 (木)	9 (木)	16 (木)	30 (木)	
	平均値	0.105	0.093	0.104	0.096	
＜令和5年12月＞	測定日	7 (木)	14 (木)	21 (木)	28 (木)	
	平均値	0.102	0.083	0.099	0.103	
＜令和6年1月＞	測定日	4 (木)	11 (木)	18 (木)	25 (木)	
	平均値	0.102	0.099	0.096	0.094	
＜令和6年2月＞	測定日	1 (木)	8 (木)	15 (木)	22 (木)	29 (木)
	平均値	0.106	0.096	0.103	0.101	0.094
＜令和6年3月＞	測定日	7 (木)	14 (木)	21 (木)	28 (木)	
	平均値	0.089	0.093	0.097	0.108	

第4章 水質汚濁

1 河川水質検査

市内を流れる6河川の水質検査を実施しました。

河川の水質は、工場排水や生活排水の影響を受け、春先の田植えの時期には大きく変化します。市内を流れる河川の大腸菌群数は、非常に高い数値を示しているため、平成25年度にはふん便性大腸菌群数の検査を実施しましたが、その数値は低いものでした。このことから、大腸菌群数の数値が高くなっている要因は、自然に由来するものや農業に由来するものの可能性が高いと考えられます。

(1) 水素イオン濃度 (pH)

水の性質を示す指標です。7.0が中性、それより小さい値になると酸性、大きい値になるとアルカリ性となります。河川では通常7.0前後ですが、工場排水などの人為的な汚染や、夏場に活性化する植物プランクトンの光合成などにより、酸性又はアルカリ性になります。

令和5年度検査結果

河川名	採水地点	5月	8月	11月	2月
加茂川	各務橋	7.7	7.6	7.6	7.7
	加瀬田橋	7.9	7.8	7.9	8.1
	前田橋	7.9	7.9	7.8	7.7
	光徳橋	8.0	8.0	8.6	7.9
	深田橋	7.7	7.5	8.1	7.6
深渡川	深渡橋		7.7		7.9
川浦川	遊歩道入口		6.5		6.7
	廿屋川合流		7.4		7.4
	枋洞橋		7.8		7.5
蜂屋川	十郎橋		7.7		7.9
	鷹之巣橋		7.7		7.6
詰田川	詰田橋		7.4		7.4
大洞川	伊深橋		7.6		7.6

(2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される酸素の量のことです。BODの数値が高いと、水中に存在する有機物の量が多いことを表し、有機物による水質汚濁の程度が高いことになります。

河川名	採水地点	5 月	8 月	11 月	2 月
加茂川	各務橋	0.6	0.6	0.5 未満	0.6
	加瀬田橋	0.9	0.6	0.6	0.8
	前田橋	0.8	0.6	0.8	0.9
	光徳橋	0.7	0.8	0.5 未満	0.6
	深田橋	0.9	0.8	0.5 未満	0.6
深渡川	深渡橋		0.6		0.6
川浦川	遊歩道入口		0.5 未満		0.5 未満
	廿屋川合流		0.5 未満		0.5 未満
	栃洞橋		0.8		0.5 未満
蜂屋川	十郎橋		0.7		0.8
	鷹之巣橋		1.2		0.6
詰田川	詰田橋		0.9		4.7
大洞川	伊深橋		0.5 未満		0.5 未満

(3) 浮遊物質量 (SS)

水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の量のことです。動植物プランクトンやその死骸、工場や下水からの有機物などの沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと透明度が下がって外観が悪くなったり、えらが詰まって魚類が死んだり、水中に光が届きにくくなるため植物の光合成に影響することがあります。

河川名	採水地点	5 月	8 月	11 月	2 月
加茂川	各務橋	6.0	4.0	1.0	2.0
	加瀬田橋	5.0	3.0	1.0	1.0
	前田橋	4.0	3.0	1.0	1.0 未満
	光徳橋	4.0	2.0	1.0	1.0 未満
	深田橋	3.0	6.0	1.0 未満	1.0
深渡川	深渡橋		4.0		1.0
川浦川	遊歩道入口		1.0 未満		1.0 未満
	廿屋川合流		1.0		1.0 未満
	栃洞橋		1.0		1.0
蜂屋川	十郎橋		3.0		9.0
	鷹之巣橋		9.0		2.0
詰田川	詰田橋		8.0		4.0
大洞川	伊深橋		2.0		1.0

(4) 溶存酸素量 (DO)

水中に溶けている酸素の量です。水中の酸素の量は、水温や気圧などに影響され、水温が高いほど少なくなります。溶存酸素量は、河川の自然浄化作用や魚類などの水生生物の生存に不可欠なものです。

令和5年度検査結果

(単位 : mg/L)

河川名	採水地点	5 月	8 月	11 月	2 月
加茂川	各務橋	10.0	8.1	11.0	10.0
	加瀬田橋	10.0	8.5	11.0	11.0
	前田橋	10.0	8.4	11.0	11.0
	光徳橋	10.0	9.7	12.0	12.0
	深田橋	10.0	8.9	12.0	11.0
深渡川	深渡橋		7.8		11.0
川浦川	遊歩道入口		8.9		11.0
	廿屋川合流		8.9		11.0
	栃洞橋		9.5		11.0
蜂屋川	十郎橋		8.1		12.0
	鷹之巣橋		9.3		12.0
詰田川	詰田橋		8.1		11.0
大洞川	伊深橋		8.7		11.0

(5) 大腸菌数 (MPN)

令和4年度より環境基準の見直しにより、これまで大腸菌群数とされていた項目が大腸菌数に改められました。これまで対象となっていた大腸菌群数とは、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことです。大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われていましたが、土壌など自然界に由来する細菌も多く含まれていると考えられており、大腸菌の簡便な検出方法が確立されたため、変更となったものです。

令和5年度検査結果

(単位：CFU/100ml)

河川名	採水地点	5 月	8 月	11 月	2 月
加茂川	各務橋	150	190	120	21
	加瀬田橋	110	190	98	160
	前田橋	69	70	460	85
	光徳橋	80	58	65	42
	深田橋	120	270	63	62
深渡川	深渡橋		77		330
川浦川	遊歩道入口		12		1
	廿屋川合流		130		81
	栃洞橋		250		62
蜂屋川	十郎橋		51		11
	鷹之巣橋		51		1 未満
詰田川	詰田橋		52		160
大洞川	伊深橋		140		52

2 地下水汚染対策

美濃加茂市では、平成 13 年にテトラクロロエチレンによる地下水汚染が発生して以来、蜂屋地区と加茂野地区におけるモニタリング調査を同年 4 月から定期的に行っています。

令和 5 年度 蜂屋地区 地下水モニタリング調査結果 (単位 : mg/l)

採水地点	5 月	8 月	11 月	2 月
A	0.27	0.33	0.27	0.48
B	0.0005 未満	0.0008	0.0005	0.0007

* テトラクロロエチレンの環境基準 0.01 mg/l 以下

令和 5 年度 加茂野地区 地下水モニタリング調査結果 (単位 : mg/l)

採水地点	5 月	8 月	11 月	2 月
C	0.020	0.037	0.043	0.050
D	0.0074	0.015	0.058	0.044

* テトラクロロエチレンの環境基準 0.01 mg/l 以下

3 ゴルフ場農薬検査

クレセントバレーカントリークラブ美濃加茂、伊深の森カントリークラブ（旧：正眼寺カントリークラブ）、明智ゴルフ倶楽部賑濟寺ゴルフ場、法仙坊ゴルフ倶楽部の湖沼水（調整池内の水）の農薬について、年 1 回調査を実施しています。

令和 5 年度は、上記ゴルフ場全てにおいて、基準値を上回る農薬は検出されませんでした。

4 カワゲラウォッチング

カワゲラウォッチングは、河川に住む生物（指標生物）を調べ、その結果から河川の水の状態を調査するものです。川で生物を採取し、分類して数を数え、その多さで水質階級（Ⅰ：きれいな水、Ⅱ：ややきれいな水、Ⅲ：きたない水、Ⅳ：とてもきたない水）を判定します。また、簡易水質検査も行っています。

令和 5 年度は、山之上小学校、蜂屋小学校、加茂野小学校、三和小学校、下米田小学校で、学校の近くの川で生物を採取することができました。太田小学校、古井小学校、山手小学校では、徒歩圏内に生物を採取できる河川がない、もしくは悪天候の影響により、各学校の教室で簡易水質検査のみを実施しました。

伊深小学校では、4 年生が総合学習で環境について学んでおり、河川環境楽園での課外授業等を行っています。

川の水質	水質階級	指標生物
きれいな水	I	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アミカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ
ややきれいな水	II	コガタシマトビケラ類、オオシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワニナ類
きたない水	III	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル、イソコツブムシ類、ニホンドロソコエビ
とてもきたない水	IV	ユスリカ類、チョウバエ類、アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ

第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の状況

騒音は、人間の感覚に直接影響し、睡眠を妨げたり会話を妨害したりするなど日常生活に大きな影響を及ぼします。

発生源も、工場・事業所、自動車・航空機等の交通機関、商店・飲食店、家庭生活など多種多方面にわたっています。

また、振動は騒音公害と同一発生源から同時に発生することが多い傾向にあります。

本市は、全域が騒音・振動の規制地域で、都市計画法で定められる用途地域別に第1種から第4種（振動は第1種と第2種）まで指定区域があり、それぞれ環境基準が設定されています。

環境基準の区域指定は、平成24年度から市が行っています。

音の大きさの例

d B	騒音の目安
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車のクラクション（前方2m）
100	電車が通る時のガード下
90	カラオケ店内、騒々しい工場内
80	走行中の電車内、救急車のサイレン
70	騒々しい事務所内、セミの鳴き声
60	デパート店内、普通の会話
50	家庭用エアコンの室外機
40	図書館、閑静な昼の住宅街
30	深夜の郊外
20	木の葉の触れ合う音

美濃加茂市の騒音・振動規制の状況

①規制区域

区域区分	地 域
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域又は第2種住居地域の定めのある地域若しくは同号の用途地域の指定のない地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の定めのある地域

②特定工場等に係る騒音規制基準

時間区分 区域区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後11時まで)	夜間 (午後11時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

③特定工場等に係る振動規制基準

区域の区分		昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日午前8時まで)
種別	該当地域		
第1種区域	第1種区域及び第2種区域である地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	第3種区域及び第4種区域である地域	65デシベル	60デシベル

2 一般環境騒音調査

市内3箇所で、一般環境の騒音測定調査を行いました。
 測定の結果、環境基準を超えている箇所はありませんでした。
 評価については、等価騒音レベル（L_{Aeq}）を採用しています。

令和5年度測定結果

地域の種類	区分	測定場所	時間帯	騒音測定結果 L _{Aeq} (dB)	環境基準 L _{Aeq} (dB)
道路に面する地域以外の地域	A	森山町五丁目 森山公園	昼間	44.3	55
			〃	42.0	
	B	西町七丁目 可茂聖苑	昼間	46.2	55
			〃	47.4	
	C	古井町下古井 はぐるま公園	昼間	41.8	60
			〃	38.7	

3 自動車騒音面的評価

道路に面した地域の騒音評価を実施しています。

令和５年度は、県道各務原美濃加茂線で２４時間の測定を実施し、評価を行いました。

５年間で評価場所をローテーションしながら、自動車騒音の監視を行います。

令和５年度測定結果

実施年度	路線名		騒音レベル	基準値
令和５年度	各務原美濃加茂線	昼間	68	70
		夜間	60	60

4 騒音・振動規制法等に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例では、著しい騒音や振動を発生させる施設（特定施設）を定め、施設の設置等の届出を義務づけています。

（１）特定施設届出事業所数 （令和６年３月３１日現在）

①騒音規制法に係る特定施設届出状況

施設の種 類	特定工場等数	特定施設総数	前年度末
1 金属加工機械	4 2	3 2 4	3 1 7
2 空気圧縮機等	7 2	7 8 9	7 6 3
3 土石用破砕機等	8	8 9	8 9
4 建設用資材製造機械	4	4	4
5 木材加工機械	1 2	6 9	6 7
6 印刷機械	9	3 4	3 4
7 合成樹脂用射出成形機	4	9 8	9 8
8 鋳型造型機	1	2	2
計	1 5 2	1 4 0 9	1, 3 7 2

②振動規制法に係る特定施設届出状況

施設の種 類	特定工場等数	特定施設総数	前年度末
1 金属加工機械	4 4	3 1 5	3 0 7
2 圧縮機	5 3	2 9 9	2 8 8
3 土石用破砕機等	9	1 2	1 2
4 コンクリートブロックマシン等	1	2	2
5 木材加工機械	2	3	3
6 印刷機械	3	1 8	1 8
7 合成樹脂用射出成形機	3	9 5	9 5
8 鋳型造型機	1	7	7
計	1 1 6	7 5 1	7 3 2

③岐阜県公害防止条例に係る特定施設届出状況

施 設 の 種 類	特定工場等数	特定施設総数	前年度末
1 研磨機	9	129	128
2 空気圧縮機及び送風機	17	234	234
3 窯業焼成炉用バーナー	1	1	1
4 撚糸機	4	11	11
5 合成樹脂粉碎機	4	11	11
6 高速切断機	3	26	26
7 走行クレーン	20	295	295
8 クーリングタワー	21	100	100
9 冷凍機	31	407	406
計	110	1,214	1,212

（２）特定建設作業実施届出状況

著しい騒音や振動を伴う建設作業について事前の届出が義務づけられています。

① 騒音規制法に係る特定建設作業届出状況（令和５年度）

作 業 の 種 類	届 出 数
1 くい打機等を使用する作業	0
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	18
4 空気圧縮機を使用する作業	7
5 コンクリートプラントを設けて行う作業	1
6 バックホウを使用する作業	26
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0
計	52

② 振動規制法に係る特定建設作業届出状況（令和５年度）

作 業 の 種 類	届 出 数
1 くい打機等を使用する作業	4
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	3
4 ブレーカーを使用する作業	17
計	24

第6章 悪臭

1 悪臭の状況

悪臭は、騒音等と同じように人の感覚に直接作用し、不快感を及ぼすため、快適な生活環境を損なう要因となっています。

美濃加茂市では、市内全域を指定地域として、工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について悪臭防止法による規制を行っております。

悪臭を発生させていると思われる工場・事業場については、その影響により調査をしますが、悪臭問題は多種多様で原因物質が特定できないケースが多くあります。

悪臭発生事業者に対しては、状況に応じた改善指導を行っていますが、防止対策は技術的に多様で、多額の費用が必要になることもあります。そのため、解決に時間を要するものや苦情者が納得する解決に至らないこともあります。

2 悪臭苦情の現状と対策

令和5年度の悪臭に関する苦情は4件ありました。

発生源別の内訳は、下の表の通りです。

悪臭苦情の発生源別件数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
飲食店（排水）		1	1		
金属加工工場	1	2	3		
その他の製造業	3		1	2	4
建設等作業現場		1			
個人住宅・アパート・寮		2	1		
不明	1		2		
合 計	5	6	8		4
畜産（他課対応）		2	1	1	

参考資料

悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準（敷地境界）

悪 臭 物 質	規制基準 (ppm)	臭 い の 種 類	主要発生源事業場
アンモニア *	1	し尿臭	畜産農業、鶏糞乾燥場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン ☆	0.002	腐った玉葱臭	パルプ 製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素 * ☆	0.02	腐った卵臭	畜産農業、パルプ 製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル ☆	0.01	腐ったキャベツ臭	パルプ 製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル ☆	0.009		
トリメチルアミン *	0.005	腐った魚臭	畜産農業、複合肥料製造業等
アセトアルデヒド	0.05	青臭い刺激臭	酢酸製造業、酢酸ニル製造業、複合肥料製造業等
スチレン	0.4	都市ガス臭	スチレン製造業、ポリスチレン製造加工業、化粧合板製造業等
プロピオン酸	0.03	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業所等
ノルマル酪酸	0.001	汗臭いにおい	畜産事業所、鶏糞乾燥場、畜産食品製造工場、し尿処理場等
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下の臭い	
イソ吉草酸	0.001		
トルエン *	10	ガソリン臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、木工工場、自動車修理工場、繊維工業、その他の機械製造工場、印刷工場、
キシレン *	1		
酢酸エチル *	3	シンナーのような刺激臭	の機械製造工場、印刷工場、鋳物工場等
メチルイソブチルケトン *	1		
イソブタノール *	0.9	発酵した刺激臭	
プロピオンアルデヒド *	0.05	甘酸っぱい焦げた刺激臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、自動車修理工場、油脂系食料品製造工場
ノルマルブチルアルデヒド *	0.009		
イソブチルアルデヒド *	0.02		
ノルマルバレールアルデヒド *	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレールアルデヒド *	0.003		

* : 気体排出口における規制基準が設定されている。

☆ : 排出水中における規制基準が設定されている。

第7章 ダイオキシン類

1 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、甲状腺機能の低下や生殖器官への影響等が指摘されている物質で、ごみの焼却等を発生源としています。

平成18年度と20年度に、市役所における大気中のダイオキシン類調査を県が実施し、その結果は表のとおりでした。なお、平成21年度以降、当市での調査は実施されていません。

年 度	数 値	環境基準
平成18年度	0.070pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
平成20年度	0.017pg-TEQ/m ³	

参考資料

① 令和5年度他市のダイオキシン類調査結果

環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下

市町村名	調 査 地 点	令和5年度年間平均値 (pg-TEQ/m ³)
岐 阜 市	中央測定局	0.0082
大 垣 市	大垣消防組合中消防署分駐所	0.0088
多 治 見 市	東濃西部総合庁舎	0.0088
高 山 市	高山市花岡駐車場	0.010

※令和5年度岐阜市北部測定局の測定記録なし

(岐阜市と岐阜県が実施する常時監視結果)

② 単位

TEQ (Toxicity Equivalency Quantity : 毒性等量)

ダイオキシン類の毒性を評価するための換算値です。ダイオキシン類には200以上の種類が存在し、毒性も様々で、総合的な毒性評価を行なう事が困難です。そのため、それぞれの毒性の強さを、ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン (2,3,7,8-TeCDD) の毒性に換算して毒性評価を行います。

pg (ピコグラム)

1兆分の1グラムを示します。つまり環境基準の0.6pg-TEQ/m³とは、大気1m³あたり最大毒性のダイオキシンに換算して0.6pgの量が存在するということになります。

第 8 章 公害苦情

1 公害苦情の現状

令和 5 年度に寄せられた公害に関する苦情は、全体で 94 件でした。

野外焼却やあき地の除草に対する苦情が多く、合計 80 件で全体の 85 % を占めています。

公害苦情処理件数の推移

		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
大 気		3	2.1%	1	0.6%	2	1.3%	1	0.9%	0	0.0%
水 質		10	7.1%	18	11.4%	11	6.9%	4	3.4%	4	4.2%
土 壌		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
騒 音		16	11.3%	9	5.7%	12	7.5%	9	7.7%	6	6.4%
振 動		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地盤沈下		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
悪 臭		5	3.5%	8	5.1%	9	5.7%	3	2.5%	4	4.2%
他	産業廃棄物	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%
	野外焼却	26	18.3%	45	28.5%	22	13.8%	18	15.4%	29	30.9%
	その他(除草等)	82	57.7%	77	48.7%	103	64.8%	81	69.2%	51	54.3%
計		142	100%	158	100%	159	100%	117	100	94	100

第9章 廃棄物

1 廃棄物の処理状況

美濃加茂市の一般廃棄物は『ささゆりクリーンパーク』（し尿は『緑ヶ丘クリーンセンター』）に搬入し処理をしています。

（１）可茂衛生施設利用組合（一部事務組合）の沿革

昭和 36 年 美濃加茂市、八百津町、川辺町、可児町、御嵩町の 1 市 4 町で可茂衛生施設利用組合を設立する。し尿、ごみ処理、火葬場等の処理に関する事務を共同で実施する。

当時のごみ処理施設の焼却炉の能力は 10 t / 日。

昭和 39 年 兼山町、坂祝町、富加町、七宗町、白川町、東白川村が加入。

現在の構成：美濃加茂市、可児市、八百津町、川辺町、御嵩町、坂祝町、富加町、七宗町、白川町、東白川村

平成 4 年 事業系可燃ごみの有料指定袋制を導入する（15 円 / 枚）。

平成 11 年 ごみ処理施設とリサイクル施設などが一体化した『ささゆりクリーンパーク』を可児市塩河地区に整備し、岐阜県から地球環境村第 1 号として指定される。

平成 15 年 美濃加茂市牧野地区内にある、し尿処理施設『緑ヶ丘クリーンセンター』の 3 プラント（100KI / 日 × 3）のうち 2 プラント（100KI / 日 × 2）を廃止。新プラント（100KI / 日）の建設を行い、平成 16 年 4 月から本格稼働する。

（２）廃棄物処理関係法令

平成 12 年に、ごみの排出抑制とリサイクルを総合的に推進するため「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。これを受けて各リサイクル法が制定され、循環型社会への第一歩が踏み出されました。

平成 9 年 容器包装リサイクル法が本格施行される。

平成 12 年 循環型社会形成推進基本法が制定される。（翌 13 年施行）

平成 13 年 家電リサイクル法が施行される。

平成 16 年 自動二輪車のリサイクルが全国で始まる。

平成 17 年 自動車リサイクル法が施行される。

平成 25 年 小型家電リサイクル法が施行される。

（３）美濃加茂市の一般廃棄物の処理について

①美濃加茂市の一般廃棄物処理

美濃加茂市では、『ささゆりクリーンパーク』の運用開始に合わせ、平成 11 年から資源物の分別収集と粗大ごみの有料化を始めました。

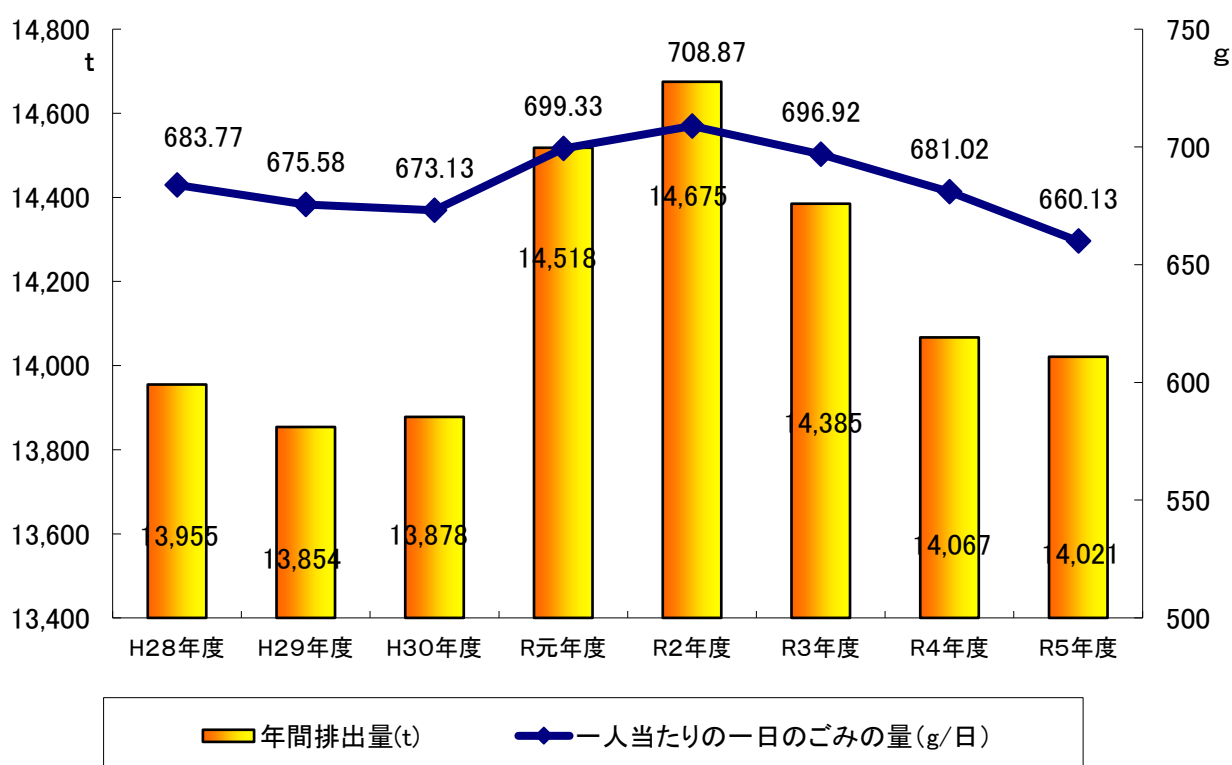
- 昭和 46 年 金属・ガラスの分別収集を開始する。
- 昭和 47 年 全国に先駆けて可燃ごみの有料指定袋制を導入する（15 円／枚）。
- 平成 2 年 夏季期間（6 月～9 月）における可燃ごみの週 3 回収集を開始する。
- 平成 8 年 美濃加茂市山之上町地内に、がれき類の一般廃棄物最終処分場が完成する（容量 159,600m³）。
- 平成 11 年 資源物としての飲食用の缶、飲食用のビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイの収集を開始する。
- 不燃ごみの有料指定袋制を導入する（大 30 円／枚、小 20 円／枚）。
- 資源ごみの有料指定袋制を導入する（大 10 円／枚、小 10 円／枚）。
- 粗大ごみのシール制度による有料化を導入する（500 円／枚）。
- 可燃ごみの指定袋の価格を変更する（大 30 円／枚、小 20 円／枚）。

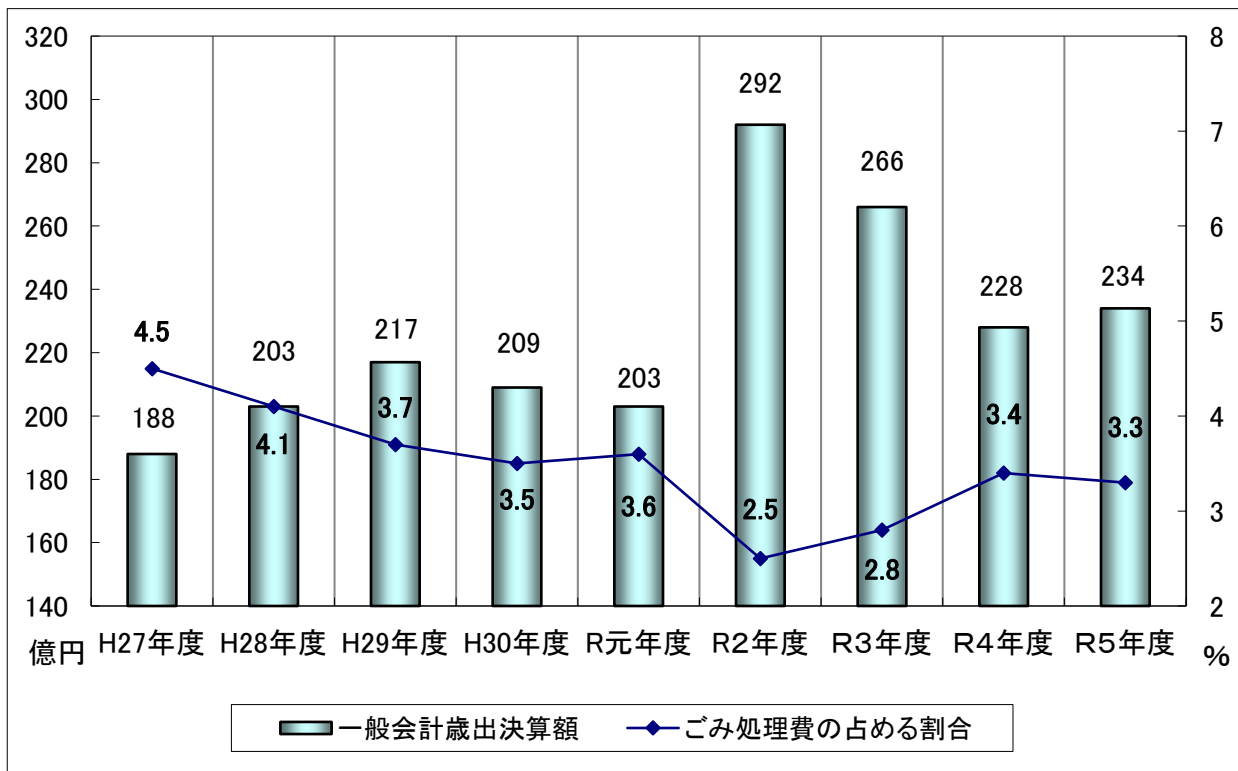
②ごみの排出量

一日一人当たりの生活ごみの排出量 (g/日)

	可燃物	不燃金物	不燃ガラス	資源缶	資源びん	粗大ごみ	特別ごみ	PET トレイ	総 計
H30	407.6	8.1	3.6	0	7.1	3.0	0.1	0.9	430.4
R1	421.8	10.0	3.9	0	6.7	14.8	0.2	0.9	458.3
R2	447.7	12.5	4.5	0	6.9	17.9	0.2	0.7	490.4
R3	441.2	9.9	4.0	0	6.2	14.3	0.2	0.4	476.2
R4	437.5	7.4	3.7	0	5.8	16.1	0.1	0.6	463.8
R5	421.6	6.7	3.4	0	6.9	15.5	0.2	1.0	463.8

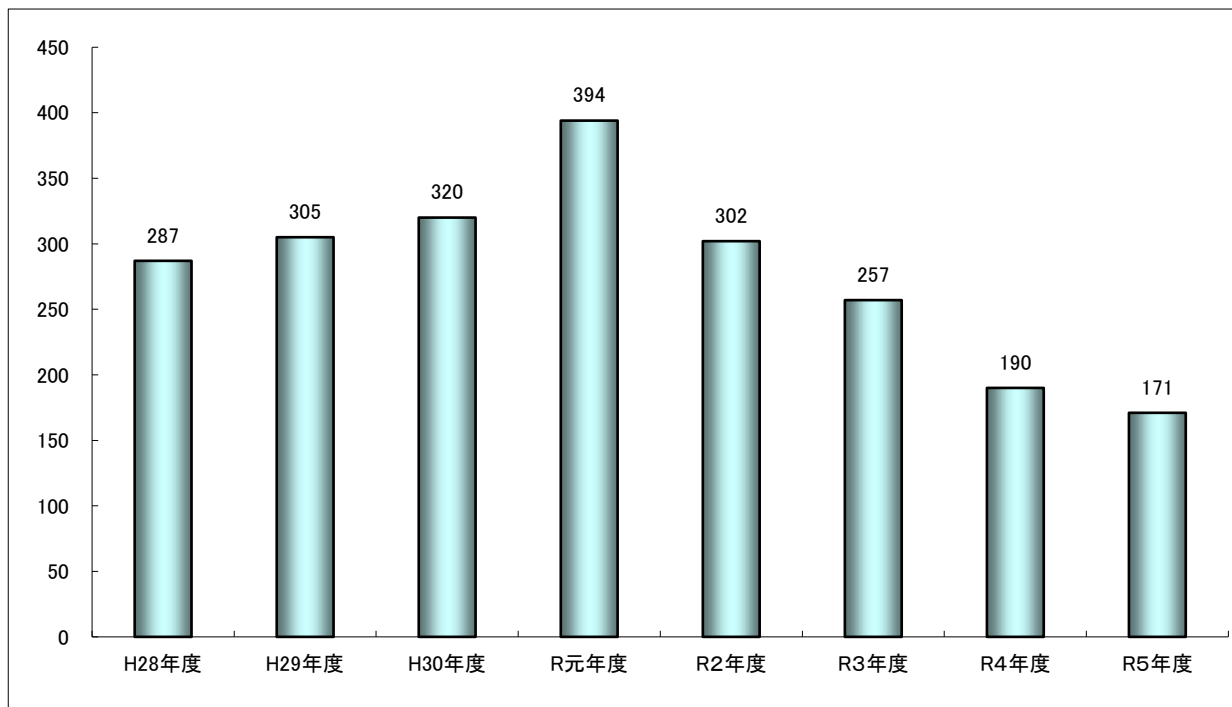
事業系ごみを含めた年間排出量（t）と一人当たり一日のごみの量（g/日）





③がれき類の埋立量

家庭から排出されるがれき類（瓦、コンクリート片、ブロック、陶器類、タイル）は、市内山之上町金谷地内の一般廃棄物最終処分場（安定型埋立処分場）で埋立て処理をしています。（単位：t）



＜生活系一般廃棄物処理形態＞

種 類	収集形態	収集回数	処 理 先	排出方法
可燃物	委託	週 2 回 (6～9 月は週 3 回)	ささゆりクリーンパーク	有料指定袋
不燃物金属類	委託	隔月 1 回	ささゆりクリーンパーク	有料指定袋
不燃物ガラス類	委託	隔月 1 回	ささゆりクリーンパーク	有料指定袋
がれき類	委託	年 4 回	山之上がれき処分場	無料エフ
	自己搬入	日曜日～木曜日		初回 300kg まで無料 100kg 超毎 300 円
粗大ごみ	委託	月 1 回	ささゆりクリーンパーク	有料シール
資源物飲食用ビン	委託	月 1 回	ささゆりクリーンパーク	有料指定袋
資源物飲食用缶	委託	月 1 回	ひまわりクリーンセンター	有料指定袋
ペットボトル	委託	隔月 1 回	小森産業（株）	リサイクルネット
発泡スチロール・トレイ	委託	隔月 1 回	小森産業（株）	リサイクルネット
特別ごみ（乾電池）	直営	拠点回収	野村興産（株）	回収ボックス
特別ごみ（蛍光灯・体温計）	直営	拠点回収	ささゆりクリーンパーク	回収ボックス
特定ごみ	許可	随時	小森産業（株） （株）橋本	1 品目 10 kg 500 円
生し尿	許可	随時	緑ヶ丘クリーンセンター	許可業者汲み取り
浄化槽汚泥	許可	随時	緑ヶ丘クリーンセンター	許可業者清掃

* 上記以外の生活系一般廃棄物や事業系一般廃棄物については、排出者の責任において、一般廃棄物収集運搬許可を有する小森産業株式会社、株式会社橋本の 2 社により適正に処理しています。

2 ごみの再資源化

可燃ごみ処理施設では、焼却灰を溶融炉にてスラグ化するとともに、可茂管内市町村において再利用を推進し、最終処分場への埋め立て削減を図っています。エコサイクルプラザでは、自転車のリサイクル、不燃ごみの再資源（中間処理）が行われています。

●ごみ処理・資源化実績

（単位：t）

		令和4年度				令和5年度			
		排出量		合 計	資源化量	排出量		合 計	資源化量
		生活系	事業系			生活系	事業系		
可燃物		9,038	4,343	13,381	0	8,747	4,271	13,018	0
可燃粗大		233	39	272	110	224	46	270	91
不燃粗大		61	0	61		52	0	52	
不燃物金属類		153	0	153		138	0	138	
不燃物ガラス類		77	0	77	151	71	0	71	174
資源物びん類		120	－	120		143	－	143	
資源物缶類		27	－	27	27	27	－	27	27
がれき類		189	－	189	0	171	－	171	171
ペットボトル		8	－	8	8	18	－	18	18
発泡トレイ		5	－	5	5	3	－	3	3
廃乾電池		15	－	15	15	11	－	11	11
廃蛍光管		3	－	3	3	3	－	3	3
集団資源 回収	新聞	83	－	83	83	60	－	60	60
	雑誌/チラシ	91	－	91	91	73	－	73	73
	古着	0	－	0	0	0	－	0	0
	アルミ缶	6	－	6	6	5	－	5	5
	びん	0	－	0	0	0	－	0	0
	牛乳パック	2	－	2	2	2	－	2	2
	ダンボール	42	－	42	42	37	－	37	37
	紙容器	4	－	4	4	4	－	4	4
合 計		10,157	4,382	14,539	547	9,789	4,317	14,106	679

* 「可燃物」から「廃蛍光管」までの資源化量の数値は、可茂衛生施設利用組合ささゆりクリーンパーク発行の『可茂地区廃棄物処理実績』を元にしております。

* 「資源化量」には焼却処理後の再資源化量（焼却メタル・溶融スラグ等）は含まれていません。

3 し尿・生活排水処理

汲み取り便所から発生する生し尿と浄化槽の清掃から発生する浄化槽汚泥は、浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業の許可業者である美濃加茂衛生株式会社と株式会社美濃加茂浄化槽の２社により、可茂衛生施設利用組合の『緑ヶ丘クリーンセンター』において適正処理をしています。

生活排水については、市の公共下水道事業や農業集落排水処理事業の整備、個人の合併処理浄化槽設置が進んでいるため、生し尿は減少しつつあり、今後も減少するものと思われます。

●し尿処理実績

(単位：kl)

年 度	美 濃 加 茂 市				可茂衛生施設利用組合		
	生し尿	浄化槽汚泥	合 計	下 水 道 脱水汚泥	生し尿	浄化槽汚泥	合 計
平成 30 年度	1,550	10,422	11,972	504	5,974	40,286	46,260
令和元年度	1,462	9,778	11,240	507	5,814	40,521	46,335
令和 2 年度	1,351	9,783	11,134	508	5,575	40,862	46,437
令和 3 年度	1,193	10,080	11,273	510	5,351	40,869	46,220
令和 4 年度	1,136	9,772	10,908	507	4,932	40,850	45,782
令和 5 年度	1,093	10,020	11,113	507	4,634	41,121	45,755

4 ごみ減量化に向けての事業

(1) 集団資源回収活動

①集団資源回収活動

市民団体が定期的に資源回収を行っています。

●みのかもきらきらエコハウス

開催場所 リバーポートパーク 多目的ドーム付近

開催日時 毎週水曜日 午前９時３０分～１２時

実施団体 みのかもきらきらエコハウス

回収品目	回収量 (kg)	回収品目	回収量 (kg)
新 聞	10,260	紙 容 器	3,180
雑 誌	10,400	アルミ缶	684
チ ラ シ	6,530	瓶 類	0
ダンボール	9,140		
牛乳パック	571	合 計	40,765

廃食用油

774ℓ

●リサイクルステーション

開催場所 JAめぐみの下古井出張所駐車場

開催日時 毎月第1日曜日 午前9時～11時

実施団体 美濃加茂市生活学校

回収品目	回収量 (kg)	回収品目	回収量 (kg)
新聞	2, 140	牛乳パック	83
雑誌	1, 560	紙容器	590
チラシ	1, 480	アルミ缶	130
ダンボール	2, 550	合 計	8, 533

廃食用油 169ℓ

②回収実績

●きらきらエコハウス回収実績

(単位 : kg)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞紙	15,470	13,640	9,810	12,330	12,420	10,260
雑誌	16,860	14,440	10,860	11,630	11,310	10,400
チラシ	12,480	10,110	6,110	7,810	7,680	6,530
ダンボール	12,850	12,200	7,930	8,680	9,680	9,140
牛乳パック	791	756	488	596	583	571
紙容器	4,580	4,030	2,600	3,247	3,490	3,180
アルミ缶	1,021	1,037	704	700	762	684
一升瓶	0	0	0	0	0	0
ビール瓶	0	0	0	0	0	0
合 計	64,052	56,213	38,502	44,993	45,925	40,765

●リサイクルステーション回収実績

(単位 : kg)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞紙	4,140	3,560	2,270	2,890	2,660	2,140
雑誌	3,750	3,570	2,020	3,230	2,120	1,560
チラシ	3,660	3,100	1,500	2,080	1,910	1,480
ダンボール	2,080	1,960	990	1,550	1,580	2,550
牛乳パック	124	117	88	108	109	83
紙容器	850	800	390	490	580	590
アルミ缶	181	162	112	159	126	130
合 計	14,785	13,269	7,369	10,508	9,085	8,533

③資源集団回収事業に対する助成

P T A など資源の自主的回収を実施した市民団体に対し、資源回収業者の引き取り価格が 1 kg 当たり 3 円を下回った場合に補助金を交付しています。

交付団体 6 団体
 補助金総額 74,800 円
 資源回収量 184 t (P T A・市民団体の報告総数量より)

●年度別補助金交付額

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施団体数	24 団体	24 団体	8 団体	9 団体	6 団体	6 団体
補助実施回数	9 回	12 回	14 回	20 回	15 回	21 回
紙類 (kg)	—	650	85,250	94,070	54,955	44,600
繊維類 (kg)	2,120	1,600	560	3,430	3,910	2,410
金属類 (kg)	—	—	—	—	—	—
びん類 (kg)	756	703	—	—	—	—
その他 (kg)	1,130	670	3,580	3,467	110	0
補助金交付額 (円)	9,002	7,356	116,215	150,227	108,425	74,800

(2) 家庭用廃棄物処理機器設置補助金

平成 3 年度 生ごみ堆肥化容器 (コンポスト) 設置者に対して補助金交付開始
 平成 11 年度 家庭用生ごみ処理機設置者に対して補助金交付開始
 平成 14 年度 枝粉碎機設置者に対して補助金交付開始
 平成 21 年度 水切りバケツ設置者に対して補助金交付開始

① 家庭廃棄物処理機器設置補助事業に対する助成

処理機器を購入された場合に補助金を交付しています。

●家庭廃棄物処理機器設置補助事業 要件

機器名	補助金額	補助要件
堆肥化容器	購入費の 1/2 補助 限度額 1 容器 4,500 円	1 世帯につき 2 基まで
生ごみ処理機	購入費の 1/2 補助 限度額 1 基 20,000 円	1 世帯につき 1 基まで
枝粉碎機	購入費の 1/2 補助 限度額 1 基 20,000 円	1 世帯または 1 団体につき 1 基まで
水切りバケツ	購入費の 1/2 補助 限度額 1 基 2,000 円	1 世帯につき 2 基まで

●家庭廃棄物処理機器補助事業 実績

機器名 年度	ごみ堆肥化処理機器				枝 粉 碎 機		水切りバケツ	
	生ごみ堆肥化容器		家庭用生ごみ処理機					
	基数	補助金額（円）	基数	補助金額（円）	基数	補助金額（円）	基数	補助金額（円）
平成 30 年度	17	37,500	16	321,800	16	246,900	1	600
令和元年度	15	40,600	9	131,000	19	296,600	4	3,300
令和 2 年度	22	67,600	21	313,100	18	267,000	2	1,900
令和 3 年度	21	56,400	20	310,800	26	420,500	7	5,500
令和 4 年度	24	70,200	24	454,500	28	470,000	9	9,700
令和 5 年度	29	78,400	14	266,000	25	424,500	5	7,200

② 生ごみ発酵促進剤（生ごみぼかし）製造補助金

平成 6 年 1 0 月から「三和町ホタルを守る会」と「社会福祉法人太陽の会 太陽の家」の 2 団体をぼかし製造者として認定し、1 袋（3 0 0 g）につき 4 0 円の補助金を交付しています。

年度別実績

区 分	三和町ホタルを守る会		（社）太陽の家		合 計	
	製造数(袋)	補助額（円）	製造数(袋)	補助額（円）	製造数(袋)	補助額（円）
平成 30 年度	2,510	100,400	5,105	204,200	7,615	304,600
令和元年度	2,660	106,400	5,172	206,880	7,832	313,280
令和 2 年度	2,985	119,400	5,695	227,800	8,680	347,200
令和 3 年度	1,770	70,800	7,142	285,680	8,912	356,480
令和 4 年度	—	—	8,370	334,800	8,370	334,800
令和 5 年度	—	—	8,172	326,880	8,172	326,880

※三和町ホタルを守る会は R 4 年度から休止

（３）ＢＤＦ地域循環事業

●市内廃食油回収実績

単位：ℓ

	リサイク ルステー ション	きらきら エコハウ ス	MEGA ド ン・キホー テ UNY 美 濃加茂店	牧野エ コ広場	ほほえみ エコステ ーション	給食セン ター	三 和 連 絡 所	山之上 連絡所	保育園 等	合 計
H30	166	711	7,645	92	2,949	13,790	16	16	—	25,385
R1	197	963	7,089	87	3,409	13,740	6	0	—	25,491
R2	120	904	7,952	68	3,493	14,930	0	9	565	28,041
R3	151	866	8,268	22	—	12,800	0	2	638	22,747
R4	124	1,258	7,393	28	—	13,850	0	10	659	23,322
R5	169	774	6,753	50	—	12,160	0	0	507	20,413

※ほほえみエコステーションは R 2 年で廃食油の回収を終了

第 10 章 環境啓発及び環境美化事業

1 環境月間に伴う街頭啓発活動

例年、6月の環境月間にあわせ、「ポイ捨て禁止・環境美化」を呼びかける啓発活動を実施しております。

啓発物として台所用水きりネットや花の種等を配付し、資源の節約、ごみの減量、不法投棄防止に努めてもらうよう呼びかけました。

日 時 令和5年6月10日（土）
会 場 アルビス美濃加茂店
主 催 美濃加茂市まちを美しくする運動推進会議（会長 佐々木 真氏）

2 みのかもクリーン作戦

市内一斉清掃活動を行いました。自治会等がそれぞれの地域で活動したほか、建築災害復旧協力会のボランティアと車両協力等により実施されました。

日 時 令和5年9月3日（日）
主 催 美濃加茂市まちを美しくする運動推進会議（会長 佐々木真氏）、美濃加茂市

種 類	収集（kg）
可燃ごみ	1, 0 1 0
資源ごみ（缶・ビン・PET）	1 8 0
不燃ごみ（ガラス・金属）	3 8 0
処理困難物・陶器等	2 0 0
草	3 2, 3 9 2
合 計	3 4, 1 6 2

3 看板設置

市民や自治会等からの要望により、158枚の看板を設置しました。

犬のフン禁止！フンは必ず持ち帰りましょう	39枚
ポイ捨て禁止！ごみを捨てると法律により処罰されます	24枚
警告 ゴミを捨てないで！	37枚
その他	58枚

美濃加茂市環境基本条例

平成 13 年 4 月 1 日施行

私たちのまち美濃加茂市は、中山道の宿場町として栄えた歴史と伝統を有しています。また、緑豊かな大地と清流木曽川に代表される豊かな水に恵まれた自然環境の中で、岐阜県における交通の要衝として、着実に発展してきました。

しかし、近年、社会経済の飛躍的な発展と物質的な豊かさを求める生活様式が、大気汚染、水質汚濁や緑の減少など様々な形で、私たちの身近な自然環境に影響を及ぼしています。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責任と義務を有しています。

私たち市民は、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、水と緑に囲まれた潤いのある環境を守り、そして健全な社会を創り出し、将来の世代まで引き継ぐため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民、事業者と市の責任と義務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気と水、多様な自然、歴史的又は文化的遺産に恵まれた文化、良好な景観などをいい、市民が住みよさと心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染、それ以外の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

4 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動やそれ以外の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、

騒音、振動、地盤の沈下、悪臭などによって、人の健康と生活環境（人の生活に密接に関係のある財産や動植物、またその生育環境を含みます。）に関する被害が生じることをいいます。

（基本的な考え方）

- 第3条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければなりません。
- 2 豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民の良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。
- 3 豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行われなければなりません。
- 4 地球環境の保全は、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければなりません。

（市民の責任と義務）

- 第4条 市民は、その日常生活の中で、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。
- 2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。
- 3 前2項に定めるもの以外に、市民には、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

（事業者の責任と義務）

- 第5条 事業者には、事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。
- 2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりしなければなりません。
- 4 前3項に定めるもの以外に、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

（市の責任と義務）

- 第6条 市には、豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項につ

いての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること。

2 市は、市の施策を策定したり、実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組まなければなりません。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を、総合的に、しかも計画的に推進するため、美濃加茂市環境基本計画(以下は「環境基本計画」といいます。)を定めます。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、美濃加茂市環境審議会(第15条第1項を除いて、以下は「審議会」といいます。)の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときは、環境基本計画との整合を図ります。

(環境教育などの推進)

第9条 市は、市民が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、それぞれの年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、市民や事業者が、これらについての学習活動を自発的に行うことができるような措置をとります。

(市民活動などの支援)

第10条 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体が行う、豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的な活動に対し、積極的に支援します。

(市民の参加)

第11条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出のための施策を推進するため、市民の参加その他必要な措置をとります。

(環境情報の提供)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況やそれ以外の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

（年次報告）

第 13 条 市長は、市の環境の現況や、豊かで快適な環境の保全と創出に関して行った施策などについて年次報告を作成し、これを公表します。

（広域的連携）

第 14 条 市は、地球環境の保全について広域的な取組を必要とする施策は、国、他の地方公共団体、民間団体などと協力して推進します。

（審議会）

第 15 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定によって、美濃加茂市環境審議会を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査、審議し、意見を述べます。

- (1) 豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他豊かで快適な環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長やそれ以外の関係機関に意見を述べることができます。

（組織）

第 16 条 審議会は、15 人以内の委員で組織します。

2 委員は、生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見を持っている者の中から、市長が委嘱します。

3 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

4 審議会に、会長と副会長を 1 人ずつ置き、委員が互選します。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に病気、それ以外の支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

（委任）

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行します。